

雲南市空き家対策協議会について

1. 名 称 雲南市空き家対策協議会
2. 設置根拠 雲南市空き家等対策の推進に関する条例第8条
3. 会議の取扱 法定協議会（市の附属機関）
4. 構 成 団体から推薦をいただいた委員で構成
5. 任 期 2年（再任可、委員交代の場合は残任期間を引継）
6. 役 員 会長 1名（委員の互選による）
職務代理者 1名（会長の指名による）
7. 会 議 定例会（年1回）のほか、その他必要に応じて開催
 - ・会の成立には、過半数の委員の出席が必要
 - ・個人情報について守秘義務あり
 - ・議事録には、会長と出席委員2名が議事録署名者として署名（議事録は事務局で作成後、議事録署名者へ依頼）
8. 役 割
 - (1) 空き家対策に関する計画の作成及び変更並びに実施に関すること
 - ①雲南市空き家対策基本計画への意見
 - ②空き家対策に関する実施施策への意見

⇒市民目線から専門的な見地までの幅広い意見を反映
 - (2) 特定空き家の判断及び措置の方針に関すること
 - ①特定空き家の判断への意見
 - ②特定空き家に対する措置への意見
 - ・特定空き家の認定に相当するか
 - ・特定空き家に対する措置の方針について適当であるか

- ・特定空き家に対する措置には、所有者へ次の不利益処分が科せられる
 - ⑦固定資産税の特例除外
 - ①標識の設置及び告示
 - ⑦過料
 - ⑤代執行（費用は所有者へ請求し、不払いの場合は督促の上、滞納処分）

(3) その他空き家等対策の推進に関すること